



公告

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

平成24年2月27日

長野県知事 阿部 守一

1 業務の概要

(1) 業務名

平成24年度長野県デジタルアーカイブ推進事業翻訳業務委託

(2) 業務の目的

県立長野図書館及び県立歴史館がデジタル化して保存し、及び公開している幅広い分野にわたる資料を、多くの県民に分かりやすく、また親しみを持って閲覧していただくため、書籍や古文書等の資料に対する解説として要約文章及び説明文章を作成し、デジタル化資料と併せて提供することにより、地域文化の伝承及び活用が一層促進されることを目的とする。

(3) 業務内容

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る説明書（以下「説明書」という。）によります。

(4) 履行期限

契約の日から平成25年3月31日まで

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(6) 当該業務の実施体制として、配置予定の技術者等に、豊富な実績を有する者及び新規雇用の失業者等を配置できる者であること。

(7) 平成18年度以降に、同種又は類似の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 応募の方法

(1) 説明書の交付

説明書は、長野県企画部情報統計課で交付します。なお、長野県のホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/josei/kobo/da/kobo.htm>）からもダウンロードできます。

(2) 技術提案書の提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 平成24年3月15日（木）午後5時

郵送による場合は、平成24年3月14日までの消印のあるものに限り受け付けます。

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用電話番号 380-8570）

長野県企画部情報統計課

ウ その他 技術提案書の提出を希望する者は、平成24年3

月8日（木）までに説明書に定める参加表明書をイの場所に提出してください。

4 その他

(1) この公募は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成24年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生じます。

(2) この公募による業務は、「公募型プロポーザル方式（技術者評価型）による長野県デジタルアーカイブ推進事業翻訳業務委託要領」及び「緊急雇用創出事業実施要領」により実施します。

(3) その他詳細については、説明書によります。

(4) この公募について不明な事項は、長野県企画部情報統計課（電話 026（235）7072）に問い合わせてください。

情報統計課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年2月27日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県行政情報ネットワーク運用管理等業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

(6) 全県機関規模（数千人規模）のネットワーク運用管理業務経験を2年以上有し、ハード及びソフトの保守経験を有する者を1名以上配置することができる者であること。

(7) システムエンジニアとしての業務経験を5年以上持つ者を1

名以上配置することができる者であること。

- (8) LPICレベル2の資格相当以上の技術を有する者を1名以上配置することができる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026 (235) 7071

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年3月8日(木) 午前9時

イ 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否

必要とします。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

情報統計課情報システム推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年2月27日

長野県知事 阿部守一

- 申請のあった年月日
平成24年2月20日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人自然科学研究所
- 代表者の氏名
小谷宗司

- 4 主たる事務所の所在地

木曾郡王滝村3186番地

- 5 定款に記載された目的

この法人は、身近な伝承薬・民間療法等を地域ごとに調査、並びに健康に関連した伝承的な行事・風習および有形無形の文化財等の調査、及び薬用資源植物を主とした自然環境の調査、さらには生薬の集荷事業等を行い、これらを総合的に関連付けセルフメディケーション(自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること)が推進されるよう、必要な事業展開を図って行きます。そして、セルフメディケーションをサポートする目的で、身近な伝承薬・民間療法等をデータベース化し、その研究並びに保存と普及を通して地域の保健・医療又は福祉の増進に寄与します。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成24年2月27日

長野県知事 阿部守一

- 落札に係る物品等の名称及び数量
モニタリングポスト 6台
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県総務部管財課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 落札者を決定した日
平成23年12月22日
- 落札者の名称及び所在地
高山理化精機株式会社
松本市大手3-8-11
- 落札金額
43,046,850円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
平成23年11月21日

管財課

公告

長野県環境影響評価条例(平成10年長野県条例第12号)第21条第3項の規定により長野広域連合長 鷺澤正一から評価書及び要約書の送付を受けたので、同条例第22条の規定により次のとおり公告し、評価書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供します。

平成24年2月27日

長野県知事 阿部守一

- 事業者の氏名及び住所(事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
長野広域連合長 鷺澤正一
長野県長野市箱清水一丁目3番8号
- 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称
長野広域連合 A焼却施設建設事業
(2) 種類
廃棄物処理施設の建設(ごみ焼却施設)

(3) 規模

ごみ焼却施設 処理能力450 t /日

3 対象事業実施区域

長野市松岡二丁目

4 長野県環境影響評価条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

長野市

5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

場 所	期 間	時 間
長野県環境部環境政策課、長野県長野地方事務所環境課、長野市役所環境部環境政策課、長野市大豆島支所及び長野広域連合事務局環境推進課	平成24年2月27日(月)から平成24年3月26日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。	午前8時30分から午後5時15分まで

環境政策課

公告

長野県環境影響評価条例(平成10年長野県条例第12号)第7条の規定により 長野広域連合長 鷲澤正一 から方法書の送付を受けたので、同条例第8条の規定により次のとおり公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供します。

平成24年2月27日

長野県知事 阿 部 守 一

1 事業者の氏名及び住所(事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

長野広域連合長 鷲澤正一

長野県長野市箱清水一丁目3番8号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

長野広域連合 B焼却施設建設事業

(2) 種類

廃棄物処理施設の建設(ごみ焼却施設)

(3) 規模

ごみ焼却施設 処理能力100 t /日

3 対象事業実施区域

千曲市大字屋代字中島

4 長野県環境影響評価条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

長野市、千曲市

5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

場 所	期 間	時 間
長野県環境部環境政策課、長野県長野地方事務所環境課、長野市役所環境部環境政策課、長野市篠ノ井支所、千曲市役所廃棄物対策課及び長野広域連合事務局環境推進課	平成24年2月27日(月)から平成24年3月26日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。	午前8時30分から午後5時15分まで

経営支援課

6 意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

(1) 意見書の提出期限

平成24年4月9日(月)まで

(2) 意見書の提出先

〒380-0801 長野県長野市箱清水一丁目3番8号

長野広域連合事務局環境推進課

(3) 意見書の記載事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称(「長野広域連合B焼却施設建設事業に係る環境影響評価方法書」と記載するものとする。)

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。)

環境政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告し、意見を縦覧に供します。

平成24年2月27日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

前宮前ショッピングセンター

茅野市安国寺姫宮土地区画整理事業地2街区6-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

株式会社ナフコ

福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10

3 意見の対象となった届出に係る公告年月日

平成23年11月4日

4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により茅野市から聴取した意見

歩行者の安全を確保するため出入口付近に路面表示(停止指導線、T字マーク等)をしていただくようお願いします。

5 意見書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課及び長野県諏訪地方事務所商工観光課

6 縦覧の期間

平成24年2月27日から平成24年3月27日まで

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、長野都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成24年2月27日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成24年3月25日（日） 午前10時から
- (2) 場所 長野県千曲建設事務所 大会議室（千曲市大字屋代1881）

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路の変更案（別紙素案のとおり）
3・4・2号国道線、3・5・5号戸倉上山田線、3・4・13号一重山線、3・4・14号駅前線
起点、交差点形状、幅員及び区域の一部を変更します。

- (2) 変更案の閲覧

公告日から平成24年3月23日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者

都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

- (2) 公述申出期間

公告日から平成24年3月12日（月）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。）

- (3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県千曲建設事務所整備課又は千曲市都市計画課

- (4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。

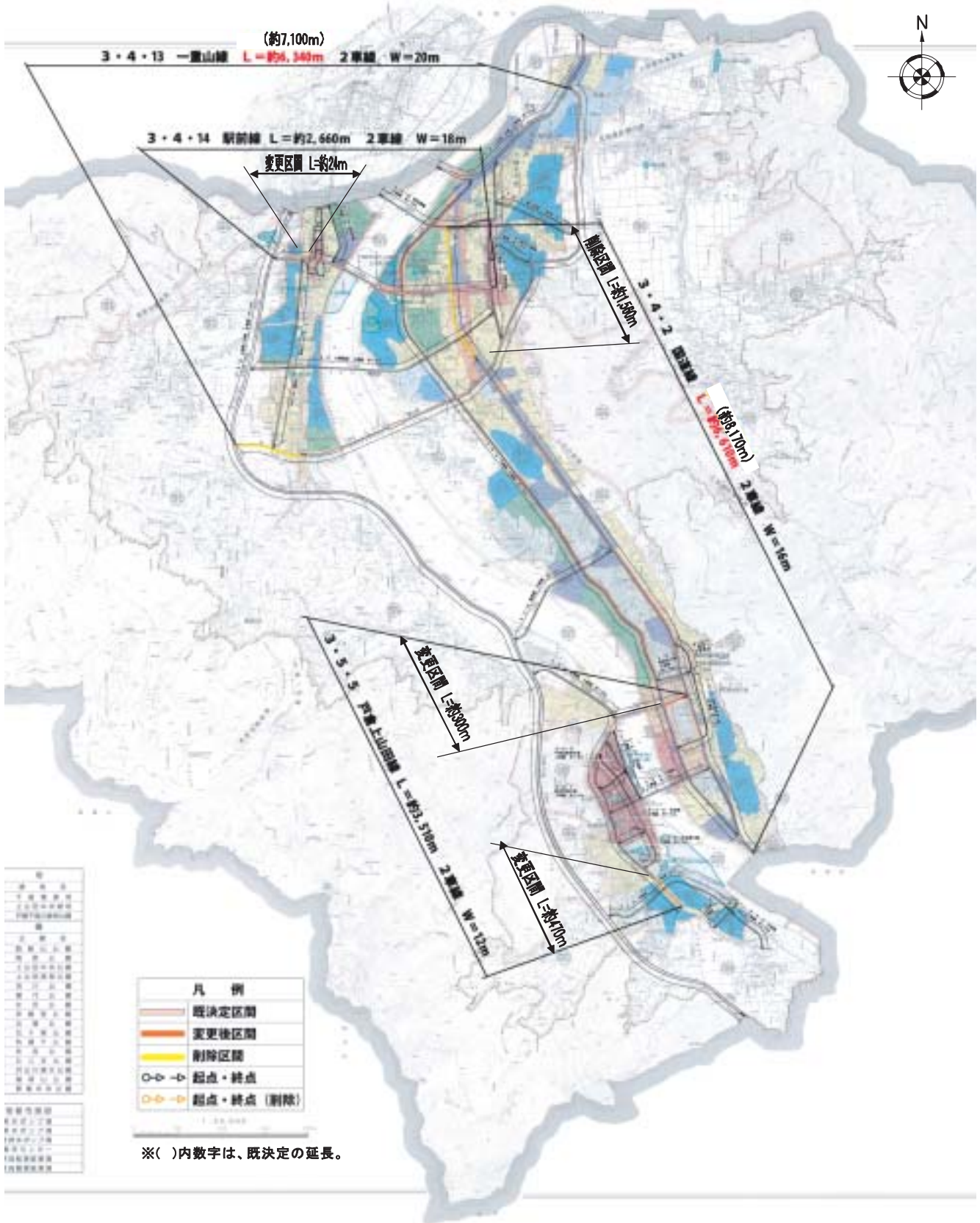
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙素案)

千曲都市計画道路の変更 総括図 (長野県決定)



(第2号様式)

(別紙様式)

(受付日時: 月 日 時 分)

公 述 申 出 書

(整理番号)

千曲都市計画道路に関する都市計画の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年2月27日

長野県諏訪地方事務所長 池田秀政

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
電子複写機6台(附属機器及び用紙以外の消耗品を含みます。)
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 納入場所
諏訪市上川1丁目1644-10
長野県諏訪合同庁舎(詳細は、入札説明書及び仕様書によります。)
- (5) 入札方法
入札金額は、複写1枚当たりの単価を記入してください。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札

価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入をする物品等のアフターサービス、メンテナンス(保守

及び管理)に関し、常時技術者と連絡がとれ、原則1時間以内に到着し、不具合等に対応できる体制が整備できる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644-10
長野県諏訪地方事務所地域政策課
電話 0266 (57) 2903

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年3月12日(月) 午前10時

イ 場所 諏訪市上川1丁目1644-10

長野県諏訪合同庁舎 503号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年3月5日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県諏訪地方事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年2月27日

長野県北信地方事務所長 窪 田 修 治

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

電子複写機3台(附属機器及び用紙以外の消耗品を含みます。)

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 納入場所

中野市大字壁田955

長野県北信合同庁舎(詳細は、入札説明書及び仕様書によります。)

(5) 入札方法

入札金額は、複写1枚当たりの単価を記入してください。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入をする物品等のアフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)に関し、常時技術者と連絡がとれ、原則1時間以内に到着し、不具合等に対応できる体制が整備できる者であること。

(6) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

中野市大字壁田 955

長野県北信地方事務所地域政策課

電話 0269 (23) 0200

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年3月14日(水) 午前10時
イ 場所 長野県北信合同庁舎 202・203号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める事項について説明した書類を、平成24年3月7日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県北信地方事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

管 財 課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年2月27日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

1 許可番号 平成23年12月14日

長野県指令23建指第11-16号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘堅石字屋敷添924、925、字堅石923-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘堅石925 西村修司

建築指導課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年2月27日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

1 許可番号 平成23年10月31日

長野県長野地方事務所指令23長地建第1-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字米持字小笹原613-5、字笹塚619-8

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市大字南長池字屋敷576-8

株式会社ハウジング日創 代表取締役 橋本善光

建築指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年2月27日

長野県松本建設事務所長 手塚秀光

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

道路防災施設保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 履行場所

一般国道403号 東筑摩郡筑北村新滝上トンネルほか

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する